

島根県報

平成27年11月4日 (水) **号外 第 178 号** (每週火·金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

	∿/ ⇔
	<i>31</i> /
 	> \

【監査公表】

定期監査の結果の公表

2

<u>監 査 委 員 公 表</u>

島根県監査委員公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した平成26年度会計に係る定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年11月4日

 島根県監査委員
 角
 智
 子

 同
 中
 島
 謙
 二

 同
 錦
 織
 厚
 雄

後藤

勇

同

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の概要

号外第 178 号

1 監査の対象事務

平成26年度の一般会計、特別会計及び企業会計に係る定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき財務に関する事務の執行が公正かつ効率的に行われているか否か、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的であるか否かについて実施した。なお、定期監査の実施に当たっては、重点的監査事項として、県税外収入の収入未済に対する督促等に留意して監査を実施した。

2 監査実施機関及び方法

本庁等については全81機関を実地監査した。また、地方機関については85機関を実 地監査し、57機関は書面監査した。

実地監査は、監査資料等及び職員監査をもとに事務処理の実態を調査し、機関の長から状況聴取を行った。

書面監査は、監査資料等により事務処理の状況を調査し、必要に応じて説明を求めた。

区	分	監査対象機関数	監査実施機関数		
	<u> </u>	血且天 爬傚鬨剱	実地監査	書面監査	
本	宁 等	81	81	81	_
地方	機関	142	142	85	57
	計	223	223	166	57

3 監査実施期日

本 庁 等 平成27年7月28日から8月26日まで(別紙1のとおり)

地方機関 平成27年1月21日から2月27日まで及び

平成27年5月20日から7月23日まで(別紙2、3のとおり)

第2 監査の結果

1 監査結果

(1) 総括

監査実施機関の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、重点的監査事項に係る結果及び今回是正、改善を要するものとして指摘、 指示した事項等については次のとおりである。

(2) 重点的監査事項

県税外収入の債権管理については、執行機関において、平成23~25年度の3年間を集中取組期間として全庁的な債権管理の適正化の取組みが行われ、引き続き平成26~28年度の3年間を第2次集中取組期間とした取組みが行われている。

今回の定期監査ではこのような状況を踏まえ、県税外収入のうち、納期限を3ヶ月以上経過して収入したもの及び納期限を3ヶ月以上経過しても収入未済のものを対象として、督促等、債権確保のための取組状況に留意して監査を行った。

その結果、電話や訪問による催告や督促状の発行が行われていない事例などが見られた。

出納局においては、平成27年3月には債権管理初動対応マニュアルを作成されるとともに、県税外未収金に係る督促状の発行について、各執行機関に通知が行われたところであり、今後はこれらを踏まえた各執行機関の対応を注視することとする。

(3) 指摘・指示事項

指摘事項は、収入、支出及び財産に関するものが4件であった。

指示事項は、収入、支出、契約及び財産に関するものが195件であった。

(単位:件)

区	分	予算関係	収入関係	支出関係	契約関係	工事関係	財産関係	合 計
指	摘	0	2	1	0	О	1	4
指	示	0	62	36	25	0	72	195
合	計	0	64	37	25	0	73	199

(4) 公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに、県報に登載 し、指示事項については、該当する機関に対し文書で通知する。

なお、指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な 執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが 相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの(違法又は不当な事項)
- (2) 県に損害を与えたもの(故意又は重大な過失が認められるもの)
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善 等の努力が認め難い場合は、「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、 その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

2 指摘事項

(1) 収入関係事務

① 収入の通知事務が適当でないもの

不要となった鉄材及び農機具の売却にあたって、納入通知書を発行せず、納入 義務者に現金納付させていた。

その他雑入 150,000円

外8件

(農業技術センター)

② 債権確保の措置が適当でないもの

しまねすくすく保育支援事業交付金の額の確定に伴う返還金について、督促が されていなかった。(1件 63,000円)

(青少年家庭課)

(2) 支出関係事務

源泉所得税及び復興特別所得税の納付について、法定納期限後に支払ったために 不納付加算税及び延滞税が発生していた。

源泉所得税及び復興特別所得税(平成26年1月分) 504,578円

法定納期限 平成26年2月10日

支払日 平成26年3月18日

不納付加算税 25,000円

延滞税 1,400円

外1件

(出雲県土整備事務所)

(3) 財産関係事務

職員駐車場の使用許可手続をしないまま職員駐車場を使用させ、使用料を収入していたものがあった。

(農業技術センター)

3 指示事項の主なもの

(1) 収入関係事務

① 調定事務

使用料等の収入手続について、調定時期が1ヶ月以上遅延したものがあった。

② 収納事務

使用料等の収入について、納入期限までに収入されず、3ヶ月以上経過したものがあった。

③ 債権確保事務

使用料等の収入で納入期限までに収入されず、3ヶ月以上経過したものについて、督促状が発行されていないものがあった。

(2) 支出関係事務

資金前渡整理簿に記載されていないもの、記載内容が誤っているものがあった。

(3) 財産関係事務

① 財産事務

行政財産の使用許可台帳が作成されていなかったり、記載内容に不備があるも のがあった。

- ② 物品事務
 - ア 物品管理者又は物品取扱主任が異動した際には物品引継書により引継ぎをしなければならないにもかかわらず、作成されていないものがあった。
 - イ 物品の管理にあたって作成すべき使用責任者記録簿が作成されていないもの があった。

意 見

第1 本年度の意見

1 定期監査の結果に関する意見

(1) 道路占用使用料等の収入調定の遅延について(土木総務課)

県土整備事務所の道路占用使用料、河川占用及び使用料、港湾使用料について、 収入調定が1ヶ月以上遅延しているものが多数見受けられた。大量な件数の使用 許可の事務処理が、年度末から年度初めにかけて集中することが主な原因と考え られるが、一方で、このような収入調定の遅延が発生していない事務所もあった。

収入調定の遅延は、県土整備事務所における従前からの課題であり、事務集中期には日々雇用職員を配置できるよう予算措置が行われ、その対応は評価できるが、未だ収入調定の遅延が多い事務所がある。

ついては、遅延が発生していない事務所の取組みも含め各県土整備事務所の実態を把握し、一層の改善に取り組まれたい。

(2) 公有財産管理事務の適正化について(各執行機関、管財課、教育施設課)

公有財産管理事務の適正化については、これまでにも定期監査等で改善を求めたところであるが、今回の監査において、使用許可台帳及び借受財産台帳の作成漏れや記載漏れ・記載誤り、異動報告がされていないものなどが、昨年度に比べて多く見受けられた。

ついては、平成28年度決算から、固定資産台帳の整備や複式簿記の導入を前 提として財務書類を作成する新地方公会計への移行が予定されていることを踏ま え、各執行機関においては、規則に基づいた公有財産台帳等の作成・保管・報告 など、公有財産管理事務の適切な処理に努められたい。

また、管財課及び教育施設課にあっては、職員の研修会等において、報告漏れ や報告間違いなどが生じないよう事務処理の徹底を図るとともに、今まで以上に チェック体制を強化し、より正確な財産台帳等の整備を行い、公有財産管理事務 の適正化を図られたい。

(3) 会計事務の適正化について(各執行機関、出納局)

毎年繰り返されていることであるが、今回の監査においても、会計事務につい

て、収入調定の遅れ、資金前渡整理簿の記載漏れのような事務のミスなど、所属 のチェック体制の不備や職員の認識不足に起因すると思われる不適正な事務処理 が多数見受けられた。

一方で、チェック機能を高めるため独自のチェックリストや事務処理フローを 作成・活用している所属、月1回定期的に所内事務点検を実施している所属、年 度替わりの業務をリスト化し複数の職員で確認している所属、技術職員も含めた 会計事務研修を独自に実施している所属など、創意工夫に努めている事例も見ら れた。

ついては、各執行機関においては、このような推奨事例などを参考としながら、 所属で「事務処理状況の見える化」に努めるなど、チェック機能の向上を図り、 会計事務の適正な執行に努められたい。

また、出納局にあっては、会計処理の相談や検査、職員研修の拡充など、引き続ききめ細かい会計事務への支援に取り組まれたい。

2 組織及び運営の合理化に資するための意見

(1) 公務中の交通事故防止について(各執行機関)

最近の公務中における交通事故件数については、県議会定例会において、専決処分報告があった公務中の交通事故による損害賠償件数が、年度当たり40件弱で推移しているという状況である。

公務中の交通事故は、業務の停滞になるばかりではなく、職員の生命、身体の 安全にもかかわるものである。

また、県が加害者となる交通事故は、信用失墜行為にもつながりかねない事案でもある。

ついては、職場での安全運転の取組方法を工夫することにより法令遵守の徹底を図るとともに、公務中の自動車運転に当たっては、職員一人ひとりが安全運転に心がけ、交通事故の未然防止に努められたい。

(2) 庁舎等施設管理業務の一元化について(管財課)

平成25年度から開始された庁舎等施設管理業務の一元化は、各所属の業務軽減 と経費節減など経済性及び効率性の観点から、評価できる取組みである。

今回の監査においても、特に、定期的に専門技術者による点検が行われ、修繕が必要な箇所について迅速な対応がなされている点については、施設管理の専門家が配置されていない単独庁舎から高い評価を得ていることを確認したところである。

ついては、全体最適の観点から、引き続き一元化対象施設の更なる拡大に努められたい。

(3) 費用弁償の額の計算について(人事課)

費用弁償は、原則実費支給される職員の旅費と異なり、標準的費用をもって計算された定額等を用いて計算し支給することとなっている。

費用弁償については、その考え方等が手引きやQ&Aなどで周知はされているというものの、費用弁償の支給事務がある所属においては、その額の計算に当たって、住所地の最寄り駅、経路・交通手段の選択、日当、車賃に関すること等について、考え方や判断が難しく、作業に手間取るなど、対応に苦慮している事例が見受けられた。

ついては、効率的な事務執行の観点から、費用弁償の額の計算に係る課題等の

実態把握を行い、事務の簡素化や集中処理など職員の負担軽減について検討され たい。

第2 昨年度の意見に対する措置状況の評価

- 1 次の事項については、効果的な改善措置が講じられたことを評価するものであり、 一層の推進を期待したい。
 - (1) 自動販売機設置に係る行政財産の有効活用について
 - (2) 履行検査事務の適正化について
 - (3) 障がい者就労施設等からの物品等の調達について
- 2 次の事項については、改善措置に向けて具体的に着手されているものであり、 今後の状況を見守りたい。
 - (1) 県立高校における電子計算システムの保守業務委託契約について
 - (2) 物品管理の適正化について
 - (3) 会計事務の適正化について
 - (4) 「予算執行の実績並びに主要施策の成果」と「行政評価結果」の関連について
 - (5) 職員の健康管理対策について
 - (6) 県民に分かりやすい情報伝達・広報について
- 3 次の事項については、改善措置がまだ不十分であると認められるものであり、 引き続き改善を進められたい。

該当なし

|適正な事務処理を行うための推奨事例|

契約事務、補助金事務の手順や発送すべき文書の種類等を項目化したチェックリストや事務処理フローを作成し、事務の漏れや遅延を防止する取組みを行っている。

(政策企画監室、営繕課、道路維持課、高速道路推進課、保健体育課)

年度替わりの時期の事務処理に漏れが生じないよう、該当の業務をリスト 化して実施状況を確認している。

(消防総務課、健康福祉部本庁各課)

補助事業の効率的かつ適正な執行と事業実施主体等の利便性の向上を図るため、農畜産関係の各県単独補助金の交付要綱等を見直し、県単独補助事業の手引きとしてまとめ活用している。

(農産園芸課)

会計事務に関する例規や事例への対応をまとめた事務マニュアルを作成して各警察署に配布し、事務の適正な執行を図っている。

(警察本部)

毎月末に所長、部長による所内事務点検を実施し、金庫の内容や諸帳簿の 記載状況等の確認を行っている。

(中山間地域研究センター)

嘱託職員が会計事務を担当している地域事務所等を支援するため、担当者会議や本所の総務事務担当者による巡回指導を行うとともに、全庁共用ファイルサーバーに総務担当の手引きや会計事務等の様式例を示して、地域事務所等でも利用できるようにしている。

(東部農林振興センター)

研究部門の職員の会計制度への知識を向上させ、事務過誤の発生を防止するために予算執行の基本的な流れをまとめた簡易な資料を総務担当が作成し、 所内での周知を図っている。

(農業技術センター)

別紙1

平成26年度会計監査実施機関及び実施期日(本庁等)

部 局 監	查実施機関	監査実施期日	部 局	監査実施機関	監査実施期日
政策企画局政 策	企画監室	平成27年8月20日	商工労働部	商工政策課	平成27年8月19日
(4) 秘	書課	平成27年8月25日	(7)	観 光 振 興 課	平成27年8月19日
広 聴	京 広 報 課	平成27年8月20日		しまねブランド推進課	平成27年8月18日
統計	一調査課	平成27年8月25日		産 業 振 興 課	平成27年8月19日
総務部総	務 課	平成27年8月6日		企 業 立 地 課	平成27年8月19日
(7) 人	事 課	平成27年8月26日		中 小 企 業 課	平成27年8月18日
財	政 課	平成27年8月24日		雇 用 政 策 課	平成27年8月19日
税	務 課	平成27年8月6日	土 木 部	土 木 総 務 課	平成27年8月6日
管	財 課	平成27年7月29日	(13)	技 術 管 理 課	平成27年8月4日
営	繕 課	平成27年7月29日		用 地 対 策 課	平成27年8月4日
総務事	事務センター	平成27年7月29日		道路維持課	平成27年8月4日
防災部消防	ī 総 務 課	平成27年8月20日		道路建設課	平成27年8月4日
(3) 防災	危機管理課	平成27年8月20日		高速道路推進課	平成27年8月4日
原子ス	力安全対策課	平成27年8月20日		河 川 課	平成27年7月28日
地域振興部地域		平成27年8月25日		斐伊川神戸川対策課	
(5) しまね	暮らし推進課	平成27年8月18日		港湾空港課	平成27年8月4日
	町 村 課	平成27年8月25日		砂 防 課	
情報	改 策 課	平成27年8月20日		都市計画課	平成27年8月4日
交 通		平成27年8月20日		下 水 道 推 進 課	平成27年8月4日
環境生活部環境	生活総務課	平成27年8月18日		建築住宅課	
	同和対策課	平成27年8月25日	出 納 局		平成27年8月20日
文 化			企 業 局		平成27年7月15日
自然		平成27年8月6日	病院局		平成27年7月14日
環境			議会事務局		平成27年8月25日
廃 棄	物対策課		教育委員会		
健康福祉部健康		平成27年8月6日	(10)	教 育 施 設 課	
(8) 地 垣		平成27年8月6日		学 校 企 画 課	
医療		平成27年7月28日		教 育 指 導 課	
健康		平成27年8月5日		特別支援教育課	
	者福祉課	平成27年8月5日		保健体育課	平成27年7月28日
青少	年家庭課	平成27年7月28日		社 会 教 育 課	
	い福祉課	平成27年7月28日		人権同和教育課	
薬事		平成27年8月5日		文 化 財 課	
	水産総務課	平成27年7月30日		福 利 課	平成27年8月5日
(10) 農業			l	警察本部	
農畜	産振興課	平成27年8月5日	人 事 委	員 会 事 務 局	
<u> </u>	安全推進課	平成27年8月5日	監 査 委		
農村		平成27年7月30日	労 働 委	員 会 事 務 局	平成27年8月19日
農地		平成27年7月30日			
林	業課	平成27年8月18日			
森林		平成27年8月18日			
水	産課	平成27年7月30日			
漁 港	漁場整備課	平成27年7月30日			<u></u>
(注) 1 キわブランド推准課け商工労働部に記載した			合 計	81機関	

(注) しまねブランド推進課は商工労働部に記載した。

^{別紙 2} 平成26年度会計監査実施機関及び実施期日 (地方機関:実地監査)

部 局	監査実施機関	監査実施期日	部局	監査実施機関	監査実施期日
総 務 部	隠岐支庁県民局	宁県民局 平成27年5月27日		益田県土整備事務所	平成27年6月2日
(11)	隠岐保健所	平成27年1月21日		出雲空港管理事務所	平成27年5月27日
	隠岐支庁農林局	平成27年5月28日		宍道湖流域下水道管理事務所	平成27年6月4日
	隠岐支庁水産局	平成27年5月28日		浜田港湾振興センター	平成27年6月2日
	隠岐支庁県土整備局	平成27年5月27日	企 業 局	東 部 事 務 所	平成27年7月15日
	東部県民センター	平成27年6月4日	(2)	西 部 事 務 所	平成27年7月15日
	東部県民センター出 雲 事 務 所	平成27年1月27日	病 院 局		平成27年7月14日
	西部県民センター	平成27年6月3日	(2)	こ こ ろ の 医 療 セ ン タ ー	平成27年7月14日
	西部県民センター 益 田 事 務 所	平成27年1月21日	教育委員会	松江教育事務所	平成27年1月28日
	公文書センター	平成27年1月28日	(30)	隠岐教育事務所	平成27年1月21日
	東京事務所	平成27年7月22日		島根県教育センター浜田教育センター	平成27年1月28日
	消 防 学 校	平成27年2月5日		図 書 館	平成27年2月4日
	中山間地域研究センター	平成27年5月20日		埋蔵文化財調査センター	平成27年6月4日
	芸術文化センター	平成27年1月21日		古代出雲歷史博物館	平成27年1月28日
健康福祉部		平成27年1月22日		情報科学高等学校	平成27年1月27日
(10)	県 央 保 健 所	平成27年1月22日		松江工業高等学校	平成27年2月4日
	益 田 保 健 所	平成27年1月21日		松江農林高等学校	平成27年2月4日
	保健環境科学研究所	平成27年5月28日		宍 道 高 等 学 校	平成27年2月3日
	中央児童相談所	平成27年5月28日		大東高等学校	平成27年1月22日
	出雲児童相談所	平成27年5月20日		三刀屋高等学校	平成27年1月22日
	浜田児童相談所	平成27年6月2日		平田高等学校	平成27年1月28日
	益田児童相談所	平成27年6月2日		出雲商業高等学校	平成27年2月3日
	わかたけ学園	平成27年5月27日		出雲農林高等学校	平成27年1月27日
rth II I -t-	女性相談センター	平成27年2月4日		邇 摩 高 等 学 校	平成27年1月22日
	東部農林振興センター東部農林振興センター	平成27年6月4日		矢 上 高 等 学 校	平成27年1月28日
(10)	松江家畜衛生部東部農林振興センター	平成27年2月4日		江津高等学校	平成27年1月29日
	出 雲 事 務 所	平成27年1月27日		益田翔陽高等学校	平成27年1月22日
	西部農林振興センター	平成27年6月3日		隱岐島前高等学校	平成27年1月22日
	農業技術センター	平成27年5月20日		盲 学 校	平成27年2月5日
	農林大学校	平成27年6月3日		松 江 ろ う 学 校 浜 田 ろ う 学 校	平成27年2月5日
	畜産技術センター 松 江 水 産 事 務 所	平成27年5月20日 平成27年6月4日			平成27年1月28日 平成27年2月5日
	浜田水産事務所	平成27年6月3日		松 江 養 護 学 校出 雲 養 護 学 校	平成27年2月3日
	水産技術センター	平成27年6月2日		石 見 養 護 学 校	平成27年1月28日
西工労働部		平成27年7月22日		五 元 後 慶 子 仅 浜 田 養 護 学 校	平成27年1月28日
(4)	広島事務所	平成27年7月23日		隠岐養護学校	平成27年1月20日
(1)	産業技術センター	平成27年5月28日		松江清心養護学校	平成27年2月5日
	西部高等技術校	平成27年1月22日		松江緑が丘養護学校	平成27年2月5日
土 木 部	松江県土整備事務所	平成27年6月4日	公安委員会	松江警察署	平成27年1月28日
(9)	雲南県土整備事務所	平成27年5月27日	(4)	安来警察署	平成27年1月27日
	出雲県土整備事務所	平成27年6月3日		大田警察署	平成27年1月22日
	県央県土整備事務所	平成27年5月20日		江津警察署	平成27年1月29日
	浜田県土整備事務所	平成27年6月3日			1 /// 1 2/4 80 13
	yid 4: 474 /71	. ,,,= . -,,4 & 13	合 計	85機関	
 (注) 実地監査は毎年実施することを原則としているが 組織					

(注) 実地監査は毎年実施することを原則としているが、組織の規模等により毎年、隔年、または3年に1回の間隔で実施

^{別紙3} 平成26年度会計監査実施機関及び実施期日 (地方機関:書面監査)

(注) 書面監査は実地監査の対象としなかった機関について実施